



四国地方における水産物行商活動の変容

メタデータ	言語: jpn 出版者: 宮崎大学教育文化学部 公開日: 2011-07-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 周作 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10458/3452

四国地方における水産物行商活動の変容

中村 周作

Changes in the Seafood Peddling Activity in the Shikoku District

Shusaku NAKAMURA

1. はじめに

筆者は、かつて(1983~84年)、わが国全域を対象として水産物行商人の分布と活動の地域的展開、およびその行動上の特徴について論究した¹⁾。それによると、当時、いわゆる在来型行商人が全国で約22,000名、自動車営業者が約15,000名あった。彼らの分布は、前者が主要産地市場や大都市に近接する漁村などに顕著な集中をみせたのに対し、後者は従来の鮮魚流通の空白地であった内陸部や僻地性の強い地域に集中するなど大きな違いがみとめられた。

四国地方に関していうと、前回調査(1984年)時、データの得られなかった高知県を除く3県で在来型行商人が計1,776名(県別内訳:愛媛県649名,香川県937名,徳島県180名)、自動車営業者が、これもデータの得られなかった香川県を除く3県で計738名(県別内訳:愛媛県497名,徳島県146名,高知県95名)を数えた。

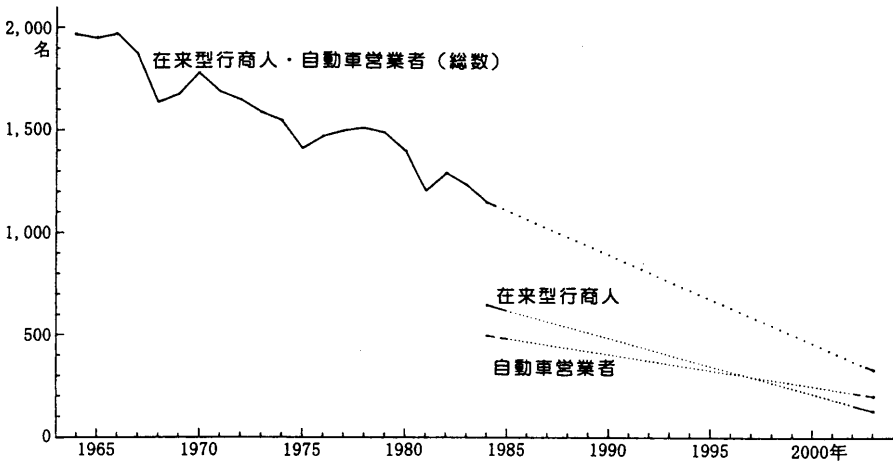
かつての調査から20年近く経た今日、その活動形態、活動内容に大きな変容が予想される水産物行商について、先に筆者は、中国、九州、中部、関東地方に関する報告を行った²⁾。本稿は、全国にわたる水産物行商活動の実態調査の第5報として、四国地方の事例について、各県別に詳細な検討を行う³⁾。

2. 在来型行商および自動車営業活動の実態

(1) 愛媛県

愛媛県には在来型行商に関する条例法規として、「愛媛県食品行商条例」⁴⁾があり、中核市である松山市も同様の条例法規を有している。営業者は、これらに基づいて、仕入地保健所において2年更新で許可を得て営業を行っている。

自動車営業は、「食品衛生法」の下、「食品衛生法施行条例」⁵⁾に基づき、これも仕入地保健所において許可を得て営業を行っている⁶⁾。この許可の有効期間は、かつての2年から5年に延長されている。なお、当県における自動車営業は、氷冷蔵の保冷車でも可とされているが、



第1図 愛媛県における在来型行商人・自動車営業業者数の変化

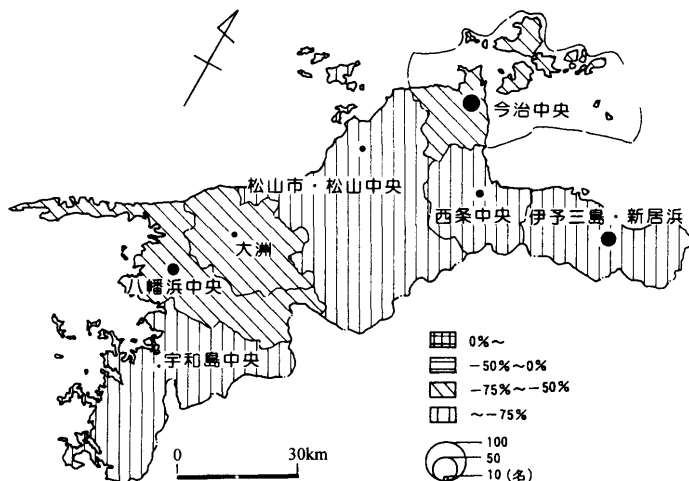
折れ線グラフの点線部分は資料欠。

愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課，松山市保健所衛生指導課などの資料により作成。

魚介類専売車が大半を占め，肉，野菜，雑貨などとの混載型車両は少ない⁷⁾。

第1図をもとに，行商人，および自動車営業業者数の変化についてみてみよう。愛媛県では，1999年まで統計上，在来型行商人中に自動車による営業業者が含まれる形になっていた。その総数については，県の資料が残っている中での最大が1964年の1,971名であり，前回調査（1984年）時で1,146名であったが，2003年現在で335名となった。なお，前回調査では，個別保健所に問い合わせることで，在来型行商人と自動車営業業者の数を分けて把握することができた。それによると，在来型行商人は，当時，649名であったが，2003年現在で123名となった。19年間での減少率が81.0%，年当たり4.3%の大幅減となっている。一方，自動車営業業者は，1984年時の497名が2003年には212名となった。19年間の減少率が57.3%，年当たり3.0%の減となっている。

第2-1図，第2-2図をもとに，営業業者の保健所区別分布をみてみる。在来型行商人は，全域的に減少傾向が著しい。その中でも営業業者が多いのは，今治中央管内（38名），伊予三島・新居浜管内（28名），八幡浜中央管内（24名）である。なお，『愛媛県史』などによると，当県における古来著名な水産物行商人として，松山近郊，松前地区からの「おたた」があげられている。「おたた」は，平安時代以前から頭上運搬によって魚を売り歩いていた漁師の妻や娘を指す言葉であり，江戸，明治時代を通じて松山城下などを主要な販売先とする近距離日帰り行商で活躍していた⁸⁾。1875（明治8）年には，320名におよぶ近距離日帰り行商人があったとされるが，1894（明治27）年以降鉄道の開通に伴い行商圈を拡大させ，後，昭和初期には日持ちのする塩干物や缶詰に商品換えすることで，北は樺太から南は台湾以南まで，飛躍的に活動範囲を広げている。1930（昭和5）年には1,500名を越える行商人があったとされるが，戦時色が濃くなる1939（昭和14）年には400名ほどに激減した⁹⁾。ちなみに，第2-1図から，今日ではこの「おたた」が，ほぼ消滅の状況にあることが理解される。

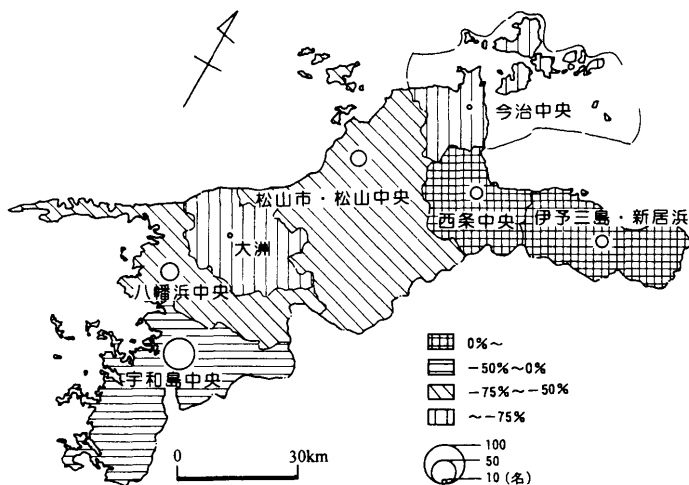


第2-1図 愛媛県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2003年の期間での総数に対する増減数の割合。

保健所管轄区は、2003年現在（一部改変；伊予三島，新居浜保健所管轄区，および松山市，松山中央保健所管轄区を合併表記）。

愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課，松山市保健所衛生指導課などの資料により作成。



第2-2図 愛媛県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2003年の期間での総数に対する増減数の割合。

保健所管轄区は、2003年現在（一部改変；伊予三島，新居浜保健所管轄区，および松山市，松山中央保健所管轄区を合併表記）。

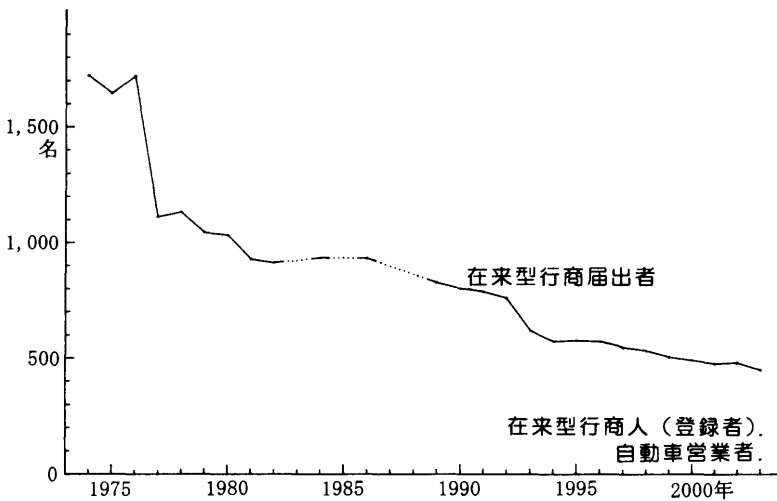
愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課，松山市保健所衛生指導課などの資料により作成。

自動車営業者が多いのは、宇和島中央管内（70名）、八幡浜中央管内（41名）、松山市・松山中央管内（35名）などであり、県域中央部で減少し、縁辺部で活動が活発なことがわかる。特に東端の伊予三島・新居浜管内では、19年間での増減率が+56.3%と業者が急増しており、注目されるところである。

（2）香川県

香川県には在来型行商に関する条例法規として、かつて「香川県魚介類行商条例」¹⁰⁾があり、中核市である高松市も同様の条例法規を有していた。営業者は、これらに基づいて、住所地保健所において届出を行っていたが、更新不要の届出制であったため、その実態の把握が難しい状況にあった。そこで、県では2003（平成15）年に「香川県魚介類行商に関する条例」¹¹⁾を施行し、同様の条例を新設した高松市ともども、営業者の住所地保健所への登録制へと移行することになった。ちなみに、この登録では、新たに5年を期限として更新することが義務づけられた。

登録制の採用に関する新聞記事によると、「水産物行商は、近年営業者の減少傾向が著しく、他県では行政による規制の強化から消滅の危機にすらある。しかし、瀬戸内海沿岸では彼女らは‘いただきさん’と称され、約650年の歴史を持つとされる伝統文化であり、県として街の風物詩を守っていききたい。」との趣旨が記されている¹²⁾。



第3図 香川県における在来型行商届出者数の変化

折れ線グラフの点線部分は資料欠。

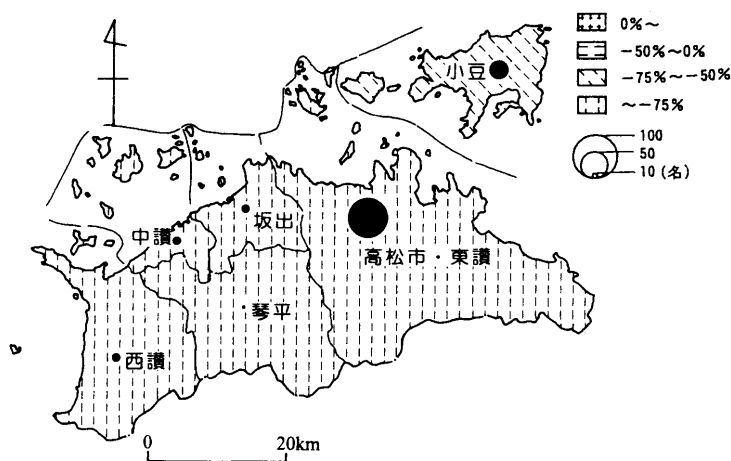
香川県健康福祉部生活衛生課，高松市保健所生活衛生課などの資料により作成。

自動車営業は、2000（平成12）年に施行された「食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例」¹³⁾に基づき、これも住所地保健所において5年更新の許可を得て営業を行っている。なお、自動車営業車には、機械式冷凍冷蔵施設の設置が義務づけられている。

第3図をもとに、行商人数の変化についてみてみよう。在来型行商人は、県の資料が残っている中で最大の1975、77年の1,720名であり、前回調査（1984年）時で937名であったが、2003年現在で448名となった。19年間での減少率が74.0%、年当たり3.9%の大幅減となっている。ただし、香川県の場合、在来型行商人は、更新手続き不要の開業時届出制のため、数値中に、実際には廃業している者がかなり含まれていることが予想される。県でも長年にわたってその実態をつかむことができないでいたが、2003年の条例改正に伴う登録制の導入によって、初めて、県全体で173名という実労働者数が明らかになった。ちなみに、この数は、同年の行商届出者総数（448名）の38.6%に当たるものであり、届出者の6割強の廃業が判明したわけである。一方、自動車営業者は、前回調査（1984年）時点では、県で把握されておらず、数も不明であったが、2003年現在で62名となっている。

第4-1図、第4-2図をもとに、営業者の保健所区別分布をみる。在来型行商人が多いのは、高松市・東讃管内（91名）と小豆管内（38名）である。中でも中心都市である高松市保健所管内に57名の集中がみとめられる。

自動車営業は、県全域を通じて数的に多いとはいえないが、その中でも高松市・東讃管内（28名）と西讃管内（18名）が活動の中心であることがわかる。一方で、離島部の小豆管内で0名となっており、一般的に僻地に強い自動車営業の特徴からは逸脱した事例となっている。

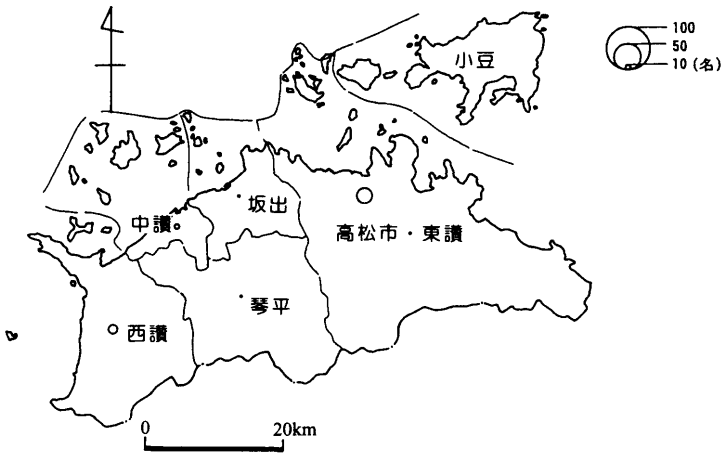


第4-1図 香川県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2003年の期間での総数に対する増減数の割合（ただし、1984年時は届出者数、2003年時は登録者数）。

保健所管轄区は、2003年現在（一部改変；高松市、東讃保健所管轄区を合併表記）。

香川県健康福祉部生活衛生課、高松市保健所生活衛生課などの資料により作成。



第4-2図 香川県における自動車営業者の保健所区別分布

営業者数データ、および保健所管轄区は、2003年現在（一部改変；高松市、東讃保健所管轄区を合併表記）。

香川県健康福祉部生活衛生課、高松市保健所生活衛生課などの資料により作成。

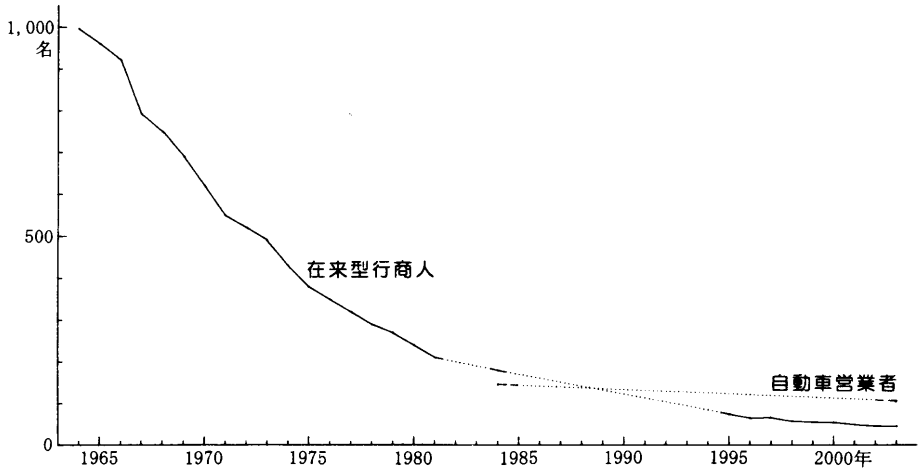
(3) 徳島県

徳島県には在来型行商に関する条例法規として、「徳島県魚介類行商取締条例」¹⁴⁾があり、営業者は、これに基づいて、住所地保健所における登録を経て営業を行っている。この登録は、1年更新となっている。

自動車営業は、「食品衛生法施行条例」の下、「特殊形態で営業する施設の取扱要領」¹⁵⁾に基づき、これも住所地保健所において、現在は5年更新で許可を得て営業を行っている。なお、自動車営業は、氷冷蔵の保冷車で可とされている。

第5図をもとに、行商人、および自動車営業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人については、県の資料が残っている中での最大が1964年の995名であり、前回調査（1984年）時で180名であったが、2003年には44名となった。19年間での減少率が75.6%、年当たり4.0%の大幅減となっている。一方、自動車営業者は、1984年当時の146名が2003年現在で106名となった。こちらは、19年間での減少率が27.4%、年当たり1.4%の減少となっている。

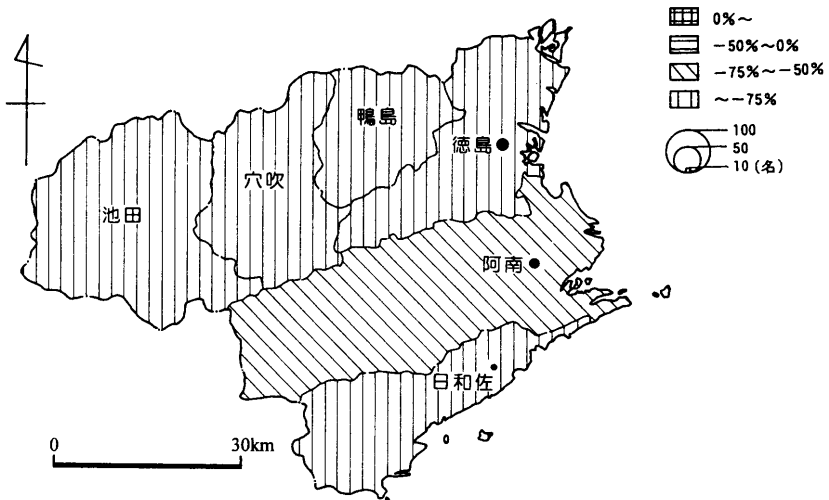
第6-1図、第6-2図をもとに、営業者の保健所区別分布をみる。在来型行商人は、徳島県全域で一様に減少しており、特に内陸の鴨島、穴吹、池田の3管内は営業者が0になった。沿岸部でも減少傾向が著しいが、中で徳島管内（20名）、阿南管内（17名）が比較的多い営業者を抱えている。徳島県の往時の行商に関して『日本の民俗』によると、海部郡由岐町阿部、伊座利などの漁村からは、安永年間に船で大坂へ出たのが始まりで、最盛期には瀬戸内海、関東、北陸、甲信地方から、九州、朝鮮、遼東半島にまで行商に出た。営業者は、「いただきさん」と称される女性行商人が多かったが、後には男性業者も参入し、戦前を通じて各地で活躍した¹⁶⁾。



第5図 徳島県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

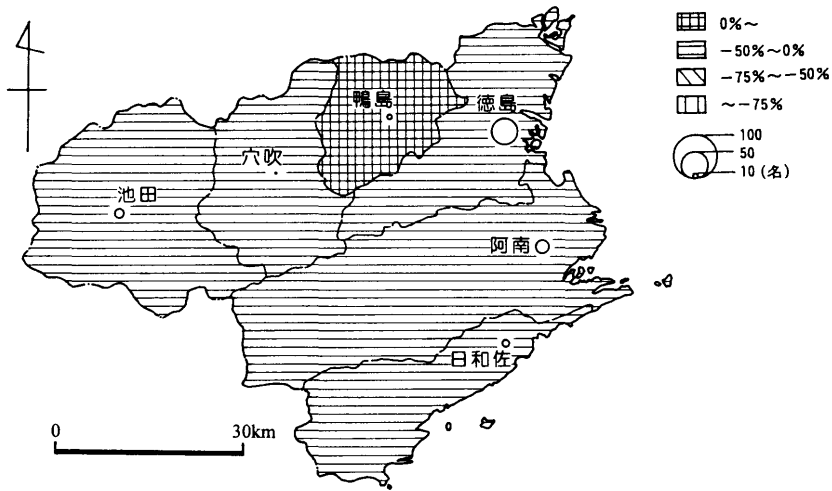
折れ線グラフの点線部分は資料欠。

徳島県保健福祉部生活衛生課などの資料により作成。



第6-1図 徳島県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2003年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2003年現在。徳島県保健福祉部生活衛生課などの資料により作成。



第6-2図 徳島県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

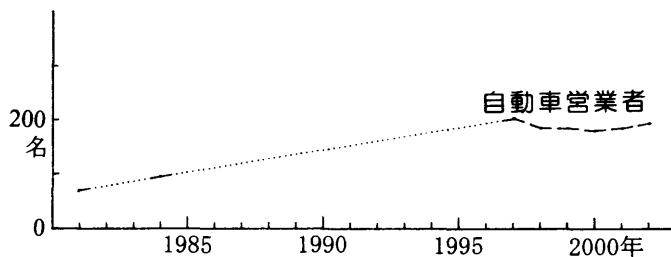
増減率：1984～2003年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2003年現在。徳島県保健福祉部生活衛生課などの資料により作成。

自動車営業者が多いのは、徳島管内（47名）、阿南管内（25名）などであるが、内陸の池田管内で14名みられる他、数的には多くないが、鴨島管内で前回調査時から25.0%の増加となっている点が注目される。

(4) 高知県

高知県には在来型行商に関する条例法規がない。したがって、実際には、漁村周辺でかなり高齢の女性行商人がみられるが、県、および中核市である高知市、および各保健所においてもその実態を全く把握していないということで、この状況は前回調査（1984年）時と同じであった¹⁷⁾。高知県の明治・大正期の在来型行商活動について、『日本の民俗』によると、行商人には、それぞれ縄張りがあり、行商圈が確立していた。たとえば、幡多郡北部から高吾北地方・土佐郡奥地などへは、愛媛や瀬戸内海の島々からの行商人が、県中央部から香美・長岡郡の奥地へは、赤岡、野市、十市など香美郡南部の行商人が活躍していた。特に赤岡商人は、県境を越えて徳島県の祖谷・木頭村地方にまで進出していた。また、嶺北地方（長岡郡・土佐郡北部）へは、香川県や徳島県脇町の行商人が入り、安芸郡東部には、徳島県の行商人が多く入り込んでいた¹⁸⁾。

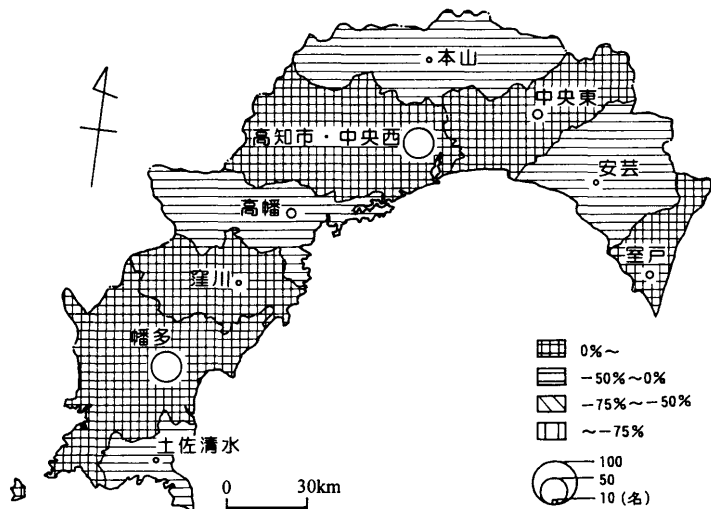
自動車営業は、「食品衛生法」の下、「高知県食品衛生法施行条例」¹⁹⁾に基づき、住所地保健所において、5年更新で許可を得て営業を行っている。なお、自動車営業車は、氷冷蔵の保冷車も可とされており、都市部で魚介類専売車、山間部で肉、野菜、菓子などとの混載型車両が多い傾向がある。武市によると、特にスーパー傘下の営業車は、肉、魚、惣菜類等食料品から石けん、ティッシュ等生活用品に至るまでありとあらゆる商品を扱っている²⁰⁾。



第7図 高知県における自動車営業者数の変化

折れ線グラフの点線部分は資料欠。

高知県健康福祉部食品・衛生課，高知市保健所生活食品課などの資料により作成。



第8図 高知県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2003年の期間での総数に対する増減数の割合。

保健所管轄区は，2003年現在（一部改変；高知市，中央西保健所管轄区を合併表記）。

高知県健康福祉部食品・衛生課，高知市保健所生活食品課などの資料により作成。

第7図をもとに、自動車営業者数の変化についてみてみよう。自動車営業者は、前回調査(1984年)時で95名を数えたが、その後漸増し、1997年に現時点でのピークとなる204名となった。ただし、97年以降は漸減し、2002年現在で195名となっている。結果として、前回調査時からの19年間の増減率が+105.3%、年当たり5.5%の大幅な増加をみせており注目される。

第8図をもとに、営業者の保健所別分布をみてみる。自動車営業者は、県全域で増加傾向にあるが、特に営業者が集中しているのが、高知市・中央西管内(68名)、幡多管内(60名)である。この両管内でも、営業者数が前回調査時から大幅増加しているが、この他に室戸、中央東、窪川の3管内でも営業者が急増している。

3. 結 び

以上、四国地方各県における水産物在来型行商人と自動車営業者の数、および活動の変容について個別に解説を加えた。分析の結果、以下のことが明らかになった。

法規上、在来型行商は、条例のない高知県を除いて各県の関連条例、自動車営業は、各県の食品衛生法施行条例などにに基づき、許可、登録を経て営業を行っている。この、許可、登録の有効期間は、在来型行商の場合、1～5年まで様々である。これに対し、自動車営業は、4県とも5年となっている。

行商形態については、特に自動車営業に関して地域的な違いがみとめられる。すなわち、氷冷蔵方式の保冷車が認められているのが愛媛、徳島、高知の3県であり、唯一、機械式電気冷蔵施設の設置を義務づけているのが、近年、新たに条例を整えた香川県であった。前回調査において、一般に西日本各府県で氷冷蔵方式が認められ、東日本各都道県で機械式冷蔵設備を義務付けているところが多いことが明らかになった。その理由として、消費者密度の違い、すなわち、人口稠密で商品を早く捌くことのできる西日本と人口が疎らで商品を捌くのに時間のかかる東日本といった消費地域の性格の違いがあることが推測された。しかし、今回の全国調査により、衛生面の管理強化を図る目的から、機械式冷蔵設備の設置を義務付ける府県が、西日本でも増えていることが判明した。その中であって、四国地方は、従来からの形態が比較的維持されてきているといえよう。また、消費地の需要の違いによって、愛媛県全域、および高知県の都市部では魚介類専売車が、高知県の山間地域では、多様な消費需要に対応する肉、野菜、菓子、雑貨などとの混載型車両がみられる。

今回の四国地方での調査で判明した在来型行商人数は、データの得られなかった高知県を除いて計340名(県別内訳:愛媛県123名、香川県173名、徳島県44名)であり、前回調査時からの減少率が80.9%、年当たり4.3%の大幅減となった。一方、自動車営業者数は、計575名(内訳:愛媛県212名、香川県62名、徳島県106名、高知県195名)、前回調査時からの減少率が22.1%、年当たり1.2%の微減となった。

四国地方の場合、先に明らかにした中国、九州、中部、関東の4地方と比べても在来型行商人数の減少率が最も高くなっており、営業者の超高齢化も推測される。ただし、四国4県は、海に囲まれ、もともと伝統的業態としての水産物行商活動が非常に盛んな地方であり、実数的には、中部、関東、近畿地方の内陸諸県などと比べれば、はるかに多くの営業者が残っているといえる。今や全国的に消滅の危機を迎えている水産物行商活動ゆえに、伝統文化として、これを維持させようという支援こそが活動、およびその足跡を残すという意味でも重要であり、

こういった動きが、わが国全体を見渡しても香川県にのみみられることは、特筆すべきことといつてよからう。

自動車営業者数も減少しているが、前回調査時からの減少率は、中国、九州、中部、関東の各地方と比べて最も低く、高知県のように営業者数の増えたところもみられる。その理由として、四国地方は平地に乏しく、背後に険しい山間僻地を多く抱えており、自動車営業の活躍する余地が依然として大きいことがあげられる。その点で、四国地方では、僻地に強い自動車営業の基本的性格に則った活動展開をみせているといえよう。

[付記] 本稿の作成に当たり、資料や情報の提供に快く応じていただいた各県、および中核市の食品衛生担当諸氏に厚くお礼申し上げます。本研究は、平成15年度科学研究費補助金「原初的商業形態としての水産物行商にみる移動就業行動の時空間的展開に関する研究」(基盤研究(C)(2)、課題番号15520503)の一部を使用した。

注

- 1) 中村周作「水産物行商人の空間行動様式 —山陰地方の事例を中心として—」人文地理37-4, 1985, 22-43頁。
- 2) ①中村周作「中国地方における水産物行商活動の変容」宮崎大学教育文化学部紀要(社会科学)7, 2002, 1-15頁。②中村周作「九州地方における水産物行商活動の変容」宮崎大学教育文化学部紀要(社会科学)8, 2003, 1-19頁。③中村周作「中部地方における水産物行商活動の変容」宮崎大学教育文化学部紀要(社会科学)10, 2004, 1-21頁。④中村周作「関東地方における水産物行商活動の変容」宮崎大学教育文化学部紀要(社会科学)10, 2004, 23-40頁。
- 3) 調査は、2003年9月8～13日にかけて、愛媛、香川、徳島、高知各県庁、および中核市である松山市、高松市、高知市の食品衛生機関や各県・市立図書館等を訪問し、営業者数に関する統計、関連条例、施行細則等の資料、現地状況に関する若干の聞き取り、郷土誌等関連文献の入手を行った。
- 4) 愛媛県「愛媛県食品行商条例」(昭和27年12月25日愛媛県条例第62号, 改正平成12年3月24日条例第12号), 同「愛媛県食品行商条例施行規則」(昭和28年1月27日愛媛県規則第6号, 改正平成13年3月31日規則第26号)。
- 5) 愛媛県「食品衛生法施行条例」(平成12年3月24日愛媛県条例第16号, 改正平成12年7月15日条例第45号), 同「食品衛生法施行細則」(昭和23年10月15日愛媛県規則第62号, 改正平成13年5月11日規則第35号)。
- 6) 愛媛県の場合、在来型行商、自動車営業ともに業者の仕入れ漁協市場に許可の代行を依頼しているため、仕入地保健所許可となっている。
- 7) 愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課における聞き取りによる。
- 8) 松山城の築城に当たっても、松前の「おたた」が物資運搬に大いに活躍したことが松山城案内板に記されている。
- 9) 愛媛県史編さん委員会「松前の行商」(『愛媛県史地誌Ⅱ(中予)』愛媛県, 1984, 397-402頁)。
- 10) 香川県「香川県魚介類行商条例」(昭和30年10月1日香川県条例第20号, 改正平成4年3月26日条例第5号)。
- 11) 香川県「香川県魚介類行商に関する条例」(平成15年3月24日香川県条例第6号), 同「香川県魚介類行商に関する施行規則」(平成15年香川県規則第72号)。
- 12) 2003年5月7日付け「讀賣新聞」記事による。

- 13) 香川県「食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例」(平成12年3月27日香川県条例第1号, 改正平成12年12月20日条例第98号), 同「食品衛生法施行細則」(昭和32年10月1日香川県規則第40号, 改正平成13年3月30日規則第14号)。
- 14) 徳島県「徳島県魚介類行商取締条例」(昭和31年10月16日徳島県条例第55号, 改正昭和58年4月1日), 同「徳島県魚介類行商取締条例施行規則」(昭和31年12月25日徳島県規則第80号, 改正昭和43年11月29日規則第73号)。
- 15) 徳島県「食品衛生法施行条例」(平成12年3月28日徳島県条例第27号), 同「食品衛生法施行細則」(昭和48年12月21日徳島県規則第101号), 同「特殊形態で営業する施設の取扱要領」(昭和55年5月17日公衆第684号, 改正平成12年11月15日)。
- 16) 金沢治『日本の民俗37徳島県』第一法規, 1971, 109-115頁。
- 17) 高知県健康福祉部食品・衛生課における聞き取りによる。
- 18) 坂本正夫・高木啓夫『日本の民俗39 高知県』第一法規, 1972, 89-93頁。
- 19) 高知県「高知県食品衛生法施行条例」(平成12年3月28日高知県条例第10号, 改正平成15年7月18日高知県条例第44号), 同「高知県食品衛生法施行細則」(昭和48年5月19日高知県規則第37号, 改正平成15年8月26日高知県規則第102号)。
- 20) 武市伸幸「高知県中央部における自動車を用いた移動販売と利用者の意識」新地理48-1, 2000, 37-44頁。